

# 定額減税を補足する調整給付金 (不足額給付)のご案内

令和6年度に実施した「定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金(当初調整給付)」の支給額に不足が生じる方等に、不足する額を追加で支給します。

## 支給対象者及び支給額

令和7年1月1日時点で藍住町に住民登録があり、次の不足額給付Ⅰ又は不足額給付Ⅱの要件に該当する方

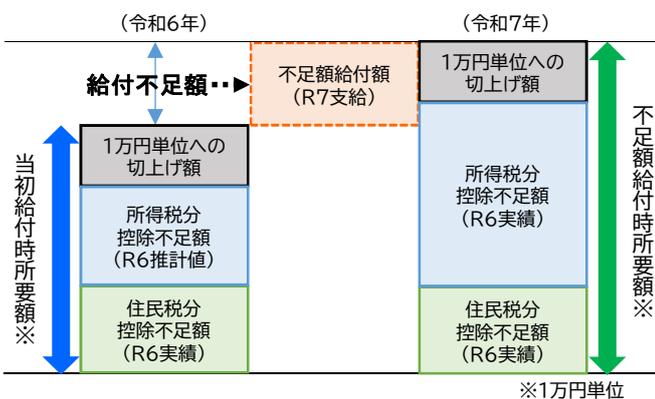
※本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

### 不足額給付Ⅰ

(定額減税しきれずに不足額が生じた方)

#### 【対象者】

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方



#### 【支給額】

定額減税しきれない額 (令和7年) - 当初調整給付所要額 (令和6年)

定額減税しきれない額は、次の①と②の合計額を1万円単位に切り上げた額です。

- ①所得税分定額減税可能額 - 令和6年分所得税額
- ②個人住民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額

<定額減税可能額>

所得税分 3万円×減税対象人数  
 個人住民税所得割分 1万円×減税対象人数  
 減税対象人数…本人、同一生計配偶者(住民税分は控除対象配偶者)及び扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)

### 不足額給付Ⅱ

(定額減税、低所得世帯向け給付とも対象とならなかった方)

#### 【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円  
→本人として定額減税対象外の方
- 税制度上、「扶養親族」対象外  
→事業専従者(青色・白色)や合計所得金額48万円超の方
- 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない  
<低所得世帯向け給付とは>
  - ・令和5年度非課税世帯給付金(7万円)
  - ・令和5年度均等割のみ課税世帯給付金(10万円)
  - ・令和6年度非課税世帯等給付金(10万円)

※上記のほか、「地域の实情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する場合は対象となる場合があります。

#### 【支給額】

原則4万円

(令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円)

※「地域の实情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方は、4万円から減税額等を差し引いた額となります。

町で支給要件が確認できた方には、8月中旬以降、順次「お知らせ」又は「確認書」をお送りします。支給要件に該当する方で、これらの書類が届かない方は、申請が必要です。

※手続の詳細は、裏面をご確認ください。

# 手続

## ① 「お知らせ」が届いた方 手続不要※口座変更等がある方は手続が必要です。

【お知らせが届く方】町において、支給要件を満たしていることや振込先口座を確認できた方

- 口座の変更等がない方は、**手続不要**です。「お知らせ」に記載の支給日に振り込みます。
- 振込先口座は、マイナポータルに登録された公金受取口座又は令和6年度に実施した当初調整給付金の支給を受けた口座になります。
- 振込先口座を変更する場合又は受給を辞退する場合は、**「お知らせ」で指定する期日までに届出書を提出してください。**

※各届出書は、企画政策課窓口又は町ホームページに掲載しています。

※支給額に疑義がある方は、「お知らせ」に記載の**口座変更等の届出期限までにご連絡ください。**

※期限を過ぎると口座の変更や支給額の変更はできません。

## ② 「確認書」が届いた方 申請期限：10月31日（金）（消印有効）

【確認書が届く方】支給要件を満たしている方で、町において振込先口座が確認できなかった方

- 記載内容を確認の上、「確認書」に必要事項を記入して、必要書類を添付し**申請期限まで**にご返送ください。
- 「確認書」を町が受理、審査してから約3週間後に振り込みます。
- 記入漏れ、書類添付漏れ等不備がある場合は、不備が補正された後に振り込みます。

※支給額に疑義がある方は、**「確認書」を返送する前にご連絡ください。**

※申請期限を過ぎると申請はできません。



## ③ 申請が必要な方 申請期限：10月31日（金）（消印有効）

個別に書類の提示（申請）により、支給要件を確認する必要がある方（令和6年1月2日以降に転入された方や不足額給付Ⅱに該当する方など）

※令和6年1月2日以降に転入された方や不足額給付Ⅱに該当する方でも、町において支給要件を満たすことを確認できた方には、確認書等をお送りします。

- 申請書及び必要書類を、**申請期限まで**にご提出ください。
- 審査の上、支給要件を満たしている方に、給付金を支給します。
- 審査には、1か月程度時間を要します。お早めに申請してください。

※申請方法や必要書類の詳細は、町ホームページでご確認ください。



**給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



## お問い合わせ・提出先

藍住町役場 企画政策課

☎ 088-637-3124

受付時間 平日午前9時～午後5時

本給付金の詳細や最新の情報は、  
町ホームページでご確認ください。

